

徳島市監査委員告示第8号

平成27年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成28年3月7日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工	藤	誠
同	加	村	祐
同	齋	藤	智

徳島市監査委員 殿

徳島市長 原 秀 樹

平成27年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成28年1月29日報告分）に基づく措置状況

交通局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>1 支出・契約事務</p> <p>(1) 決裁権者が適正でないものがあった。</p> <p>(2) 契約書において、収入印紙が貼付されていないものがあった。</p> <p>(3) 委託料の支払において、正当債権者であるかどうかの確認が十分になされていないものがあった。</p>	<p>(1) 直ちに適正な決裁権者の決裁を受けました。今後は、徳島市交通局事務決裁規程に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(2) 当該契約書については、直ちに収入印紙の貼付を求め、貼付を実施しました。今後は、印紙税法に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(3) 指摘の事案については、契約書に基づく正当債権者に支払うよう改善しました。今後は、地方自治法に基づき、適正に処理を行います。</p>
<p>2 財産管理事務</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可において、決裁書に使用料算定の基礎が記載されていなかった。</p>	<p>(1) 公有財産規則に基づき、使用料算定の基礎の記載を行いました。今後は、適正に処理を行います。</p>